

東松山市議会議員

藤倉 憲様

安藤和俊議員の政治倫理基準に違反する行為の存否についての審査請求

安藤和俊議員は市民団体ボウサイカバー代表[]氏が6月議会に提出した請願(第1号)の紹介議員でありながら、また、誠実な議会運営が求められる議会運営委員長の要職にありながら、同請願の採決に際し退席(棄権)し、また、同趣旨の意見書(議員提出議案第4号)に反対した。請願者を裏切ったこの行為が意見書の否決につながり、請願者や市民に大きな不信を生じさせるとともに、安藤議員と市議会に説明責任が求められるのは当然である。

令和8年8月19日に、[]氏より、本市議会に対し「東松山市議会議員政治倫理審査会の設置を求める要望書」が提出された。要望書は、東松山市議会議員政治倫理条例第2条と同第3条の規定に基づき、事実関係と同議員の責任の所在を明確にすることを求めている。

同条例第3条(1)に「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」とある。

安藤議員の請願者を裏切った行為は、市議会に対する不信の念を請願者や市民に抱かせ、市議会の品位と名誉を傷つけるものであったと考える。

また、改正地方自治法第89条第3項は、議員の職責と倫理を法格化し、議員個人が「住民の負託を受けた存在」であることを明記するとともに、これによって請願者や住民に対する説明責任や誠実な職務遂行(議論・調査・提案活動など)を議員に対する法律上の要請としている。

以上のことから、安藤和俊議員は政治倫理基準に違反すると考えられる行為によって市議会の信用と信頼を失墜させたので、同条例第7条に基づき東松山市議会議員政治倫理審査会を設置し、請願者と市民を裏切った行為に関する事実の解明と説明責任を果たすとともに、東松山市議会が市民の信頼を回復すること等を目的として審査を求める。

以上

令和8年9月7日

東松山市議会議員

同

同

浜田 敦子
関口 武雄
高田 正人

